

豊島区土地開発公社処務規定

(趣旨)

第1条 この規定は、豊島区土地開発公社（以下「公社」という。）の事務執行の能率的運営とその責任の明確化を図るため、定款及び業務方法書に定めるもののほか、公社の事務局の組織、管理その他公社の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局の組織)

第2条 事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庶務主任

- ア 定款、業務方法書その他諸規定に関すること。
- イ 理事会及び評議員会に関すること。
- ウ 事業計画及び資金計画に関すること。
- エ 資金の借入れ及び償還並びに金融機関との連絡調整に関すること。
- オ 財産の管理及び処分に関すること。
- カ 予算、決算及び経理に関すること。
- キ 他の主任の事務に属しないこと。

(2) 用地主任

- ア 土地の取得に係る調査及び測量に関すること。
- イ 土地の取得に係る協議及び契約に関すること。

(3) 検査主任

- ア 契約履行の検査に関すること。

(4) 出納主任

- ア 出納の審査に関すること。
- イ 現金及び有価証券等の出納保管に関すること。

(職員)

第3条 事務局に事務局長のほか、次の職員を置く。

(1) 主 任

(2) 書記

2 前項のほか、理事長が必要と認めるときは、調査員その他の職員を置くことができる。

(職員の職責)

第4条 事務局長は、常務理事の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 主任は、事務局長の命を受け、第2条に掲げる担当の事務を処理し、書記及びその他の職員を指揮監督する。

3 書記及びその他の職員は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。

(決裁区分)

第5条 定款で定めるもののほか、理事長の権限に属する事案の決裁及び専決の区分は、次のとおりとする。

(1) 理事長が決裁する事案

- ア 定款の変更案に関する事案。
- イ 評議員会への諮問に関する事案。
- ウ 事業計画及び資金計画に関する事案。
- エ 土地の取得、補償及び処分に関する事案。
- オ 事務局長及びその他の職員の任免、懲戒及び服務に関する事案。
- カ 役員の出張命令
- キ 1件1千万円以上の契約の締結及び変更
- ク 特に重要な申請、照会、回答、報告、通知等に関する事案。

(2) 常務理事が専決する事案

- ア 財産の管理に関する事案。
- イ 資金の借入れに関する事案。
- ウ 借入金の元金及び利子の償還に関する事案。
- エ 職員の管外出張命令及び事務局長の管内出張命令
- オ 1件1千万円未満の契約の締結及び変更
- カ 支出の決定（事務費を除く。）
- キ 予備費の充当及び予算の流用
- ク 重要な申請、照会、回答、報告、通知等に関する事案。

(3) 事務局長が専決する事案

- ア 書記及びその他の職員の事務分担
- イ 職員の管内出張命令
- ウ 用地取得以外の物品の購入その他の契約の締結
- エ 事務費の支出の決定
- オ 定例的な申請、照会、回答、報告、通知等に関すること。

(代決)

第6条 前条の規定により事案の決裁又は専決をすべき者が不在の場合において、急施を要する事案又はあらかじめ指示を得た事案については、次の表に掲げる者が代決するものとする。

理事長決回事案	副理事長
常務理事専決事案	理事長があらかじめ指定した理事
事務局長専決事案	庶務主任

2 前項の規定により代決した事案は、事後速やかに当該決裁又は専決をすべき者に報告しなければならない。

(公社印)

第7条 公社印の名称、番号、書体、寸法、用途及び管守者は別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。

(準用)

第8条 この規定に定めるもののほか、職員の服務、文書等に関しては、東京都豊島区の例による。ただし、理事長が必要と認めたものについては、この限りでない。

付 則

この規定は、昭和62年4月1日から適用する。

別表第1（第7条関係）

番号	名 称	書体	寸 法	用 途	管守者
1	豊島区土地開発公社印	てん書	方 30mm	契約書及び 一般文書用	事務局長
2	豊島区土地開発公社 理事長之印	〃	円直径 18mm	〃	〃
3	豊島区土地開発公社 理事長代行之印	〃	〃	〃	〃
4	豊島区土地開発公社 事務局長之印	〃	方 21mm	一般文書用	〃
5	豊島区土地開発公社 割印	〃	長径 30 mm 短径 12 mm	〃	〃
6	豊島区土地開発公社 契印	〃	長径 30 mm 短径 12 mm	〃	〃
7	豊島区土地開発公社 小切手専用理事長之印	〃	円直径 18mm	小切手用	出納主任
8	豊島区土地開発公社 小切手専用理事長代行之印	〃	〃	〃	〃

別表第2(第7条関係)

